

## 平成 19 年度第 9 回常務理事会議事録

日 時：平成 20 年 3 月 14 日（金）15：00～17：15

会 場：事務局 会議室

出席者：

理事長：吉村 泰典

理 事：井上 正樹、岩下 光利、岡井 崇、落合 和徳、田中 俊誠、平松 祐司、星合 昊、  
吉川 裕之、和氣 徳夫

監 事：柏村 正道、佐藤 章

幹事長：矢野 哲

幹 事：内田 聡子、北澤 正文、久具 宏司、小林 陽一、下平 和久、高倉 聡、濱田 洋実、  
阪埜 浩司、平田 修司、増山 寿、村上 節、由良 茂夫、渡部 洋

総会議長：松岡幸一郎

総会副議長：足高 善彦、清水 幸子

委員長：海野 信也

事務局：荒木 信一、桜田 佳久

資 料

第 9 回常務理事会業務担当理事報告並びに関連協議事項予定内容

1：第 8 回常務理事会議事録（案）

総務 1-1：第 60 回総会資料

総務 1-2：表彰式次第（案）

総務 1-3：諸会議等日程表

総務 1-4：案内状送付先リスト

総務 2：第 60 回総会運営委員・予算決算委員

総務 3：硫酸マグネシウム製剤（販売名マグセント注 100mL、以下本剤）の切迫早産に対する有効性、  
安全性についての調査依頼についての緊急のお願い

総務 4-1：「診療行為に関連した死亡に係る死因究明等の在り方」に関する見解と要望

総務 4-2：厚生労働大臣宛の送付状

総務 4-3：A 社宛書信

総務 5：「公益認定等に関する運用について」（公益認定等ガイドライン）案の概要について

総務 6：上川大臣と産科医療関係者との懇談（案）

総務 7：日本医学会役員選挙結果について

総務 8：日本外科学会「報告事項：ワーキンググループの構成など」

総務 9：厚労省「院内助産所・助産師外来を進めようー先駆事例に学ぶーシンポジウムについて」

総務 10：厚労省「へパリンナトリウム製剤の自主回収について」

総務 11：日本小児外科学会「委嘱評議員推薦制度廃止のお知らせ」

総務 12：NHK 大阪「産科医・社会貢献に関する取材のお願いについて」

総務 13：厚労省「周産期疾患の特例病床について」

会計 1：取引銀行の格付と預金残高

渉外 1：アジア・オセアニア産科婦人科学会教育基金へのご協力をお願い

倫理 1：読売新聞 3 月 2 日付記事「提供卵子で体外受精承認」

倫理 2：読売新聞 2 月 29 日付記事「孫代理出産夫妻と実母」

倫理 3：読売新聞 3 月 8 日付記事「代理出産営利に刑罰」

教育 1：URC 提出フォーマット

広報 1：JSOG-JOBNET 事業報告

広報2：ACOG Website 会員専用ページログイン可能人数について  
広報3：ホームページアクセス状況  
広報4：会員専用HP お知らせ\_まとめ  
広報5：学会雑誌広告掲載企業一覧  
将来計画1：産婦人科診療ガイドライン—産科編2008」Q & A  
将来計画2：東京新聞3月10日付記事「妊婦もシートベルトを」  
将来計画3：緊急の産婦人科医確保が必要な医療機関の調査報告書  
将来計画4：日経新聞3月10日付記事「高齢初産 産み場所探し難航」  
将来計画5：東京新聞3月8日付記事「助産所助けぬ法改正」  
男女共同参画1：女性の健康週間平成19年度イベント報告  
男女共同参画2：地方部会担当公開講座一覧  
無番：日本医師会「診療行為に係る死因究明制度等について」  
無番：女性の健康づくり運動実行委員会「平成20年女性の健康宣言」  
無番：日経新聞3月2日付記事「医療事故調創設へ紛糾」  
無番：読売新聞3月14日付記事「飛び込み出産の増加」  
無番：Yomiuri online3月14日付記事「出産後妊婦が大量出血死、遺族と産婦人科医院示談…北九州」

15：00、理事長、常務理事の総数11名のうち8名が出席し（岡村州博理事、嘉村敏治理事、星和彦理事欠席）、定足数に達したため、吉村理事長が開会を宣言した。吉村理事長が議長となり、議事録署名人として、理事長、総務及び学術担当常務理事の計3名を選任し、これを承認した。

冒頭、常務理事会議事に入る前に、現在協議が進行中の診療行為に係る死因究明制度等について、日本医師会木下勝之常任理事から説明があった。

要旨は以下の通りである。

(1) 死因究明制度の趣旨

産婦人科医にとり死因究明制度は実にクリティカルな問題であると認識している。福島県立大野病院事件のようなことが2度と起こらないように何とか新しい制度を作りたいので理解して頂きたい。

(2) 医師法21条問題

診療関連死は異状死に含まれるため警察へ届け出なければならない。刑事訴追の端緒となる。また、届出義務を怠れば刑事罰がある。これを変えなくてははいけない。

(3) 刑事手続に医療界は一切関与していないため、本当の意味での原因究明にならない。本来事故が起きたときには医療安全のための原因究明をし、再発予防に資するようにしないと単に個人を罰するのは医療安全には繋がらない。そのような視点から医療界が新しい制度を組み立てて刑事訴追の誤った方向性に向かうべきではないとの視点で動いている。

(4) 平成18年7月日本医師会に“医療事故責任問題検討委員会”を設置した。医療界に診療関連死については刑事免責的な発想があるが、これが警察、検察、法務省、国民に通るかを検討している。委員には刑法学者、元検事、元裁判官を入れて検討した。これを受けて厚労省は“診療行為に関連した死亡に係る死因究明等の在り方に関する検討会”を設置した。検討会では委員会開催の過程で検察庁や警察庁との意見調整を行ってきた。

(5) 新制度（案）のポイントは、医療機関から医療安全調査委員会（仮称）に届ければ医師法21条に基づく届出は不要となり、即ち警察署に届けなくてよい仕組みである。医療安全調査委員会では医療者を中心とした調査が行われる。調査報告書で問題ありとなった場合、医療事故の情報や再発防止策を全国の医療機関で共有することとする。行政処分として再教育や病院に対して医療安全に関する業務改善命令を出す。医療安全のための仕組みであり、制裁や罰することは止めようとのコンセンサスで来ている。但し、故意、重大な過失、悪質な事例については警察へ通知される。

(6) 委員会から捜査機関に通知を行う必要がある事故には、故意や重大な過失があった事案が含まれる。重大な過失は医療の専門家が今の水準からどれだけ逸脱しているか、チーム医療の感覚を入れて判断する。

(7) 重大な過失とは、どう考えてもその人のミスでしかない事例、医療界の同僚が考えても無謀な事例、

医道に大きくもとる怠慢に起因する過失等である。これにより刑事訴追される範囲は従来より狭まる。  
(8) 新しい医療安全調査委員会が設置されると、例えば福島県立大野病院事件は重大な過失事例ではないため、捜査機関へ通知されることはありえないので、警察は刑事罰の対象としない。

以下質疑応答が行われた。

**吉川理事**「新制度で届出をしないとの判断が不適切であった場合の責任はどうか」

**木下常任理事**「遺族が原因究明をして欲しいと言ったときに、医療安全調査委員会は受けることとなる。届け出るべきであると分かっているにも拘らず故意に届け出なかった場合や虚偽の届出を行った場合等のみ行政処分等で対応する仕組みを考えている」

**吉川理事**「医療安全調査委員会に届け出る基準はつくるのか」

**木下常任理事**「既に基準はつくっており、第3次試案には記載している」

**和氣理事**「医療安全調査委員会はこういったレベルでの判断をするのか。それが明らかにならないと調査委員会のメンバーは最善の医療をもって判断をすることになりかねない」

**木下常任理事**「調査報告書のあり方として医学的な原因を究明した上で、問題点があればそれを明らかにして再発予防の視点から作成する。多少の過失があったとしても再教育や業務改善指導等の行政処分に対応しようと考えている」

**和氣理事**「調査委員会のメンバーによって調査内容や判断が異なることだけは避ける方向にして頂きたい」

**木下常任理事**「事例ごと診療科によってメンバーが異なる調査チームを先ずつくり、その上に地方の調査委員会を設置して2重チェックを行うことを考えている。メンバーには医学的に見識の高い先生に入って頂く」

**佐藤監事**「“重大な過失”の解釈は各界で異なるので、“死亡のみをもって重大とは限らない”と明確に書かないといけない。医師法21条を変えると書かれているが、具体性がないので皆不安を感じている。今後の方向性につき明文化して頂きたい。法律は変わらないので、遺族が訴えることは出来る。医学的な判断を尊重して原則として捜査を開始しないことが明文化されていると書いているが、どこに明文化されているのか」

**木下常任理事**「“重大な過失”は司法界の視点からすると過失の大きさをいうことが常識である。今回は医師が判断して、故意に準ずるような重大な過失に絞っている。しかし、ご指摘の点につき書き込むよう努力する。第3次試案では触れているが、遺族が訴えたとしても警察は調査委員会の調査結果を尊重する仕組みを考えており、直接警察が動くことはない。」

**佐藤監事**「それを成文化していないと、意図しない解釈が一人歩きすることを懸念している」

**木下常任理事**「法文に書くには限界がある。また、法文に書けないところはQ & Aの形にして示し、運用に関して国会で質問させ問題を検察や警察に答弁させ、それを文章にすることを考えている」

**佐藤監事**「調査委員会を含め診療関連死を取り扱う機関は厚労省の傘下ではなく厚労省と切り離れた第三者的な機関であるべきであると主張して頂きたい」

**木下常任理事**「最終的にどこに置くかは未だ決定していない。検討はするがメリット、デメリットを考えて判断したい」

**岡井理事**「本日厚生労働省岡本参事官と佐原医療安全対策室長に本会の考えを伝えたが、理解を深めて頂いたと思う」

**松岡議長**「新制度が発足する際は医師法21条の改正とセットで行われると解釈してよいか」

**木下常任理事**「その通りである。条文そのものを無くすことは刑事訴訟の問題も絡み難しいが、医療安全調査委員会に届け出れば警察に届ける必要がないとなれば実質的に死文化する。そういう仕組みを考えている。法務省には法的な解釈の問題として取り組んでもらっている」

**佐藤監事**「21条の改正は可能と思う」

**松岡議長**「21条そのものに手をつけなくても、制度が発足するときそのことについて何か文言を付記することをしないとけない」

**木下常任理事**「法律ひとつを変えるにも色々なところを変えなくてはいけなくなる。その中で代議士や法務省、警察庁と相談しながらやっているのが実情である」

**松岡議長**「会員は免責の部分を如何に書き込んでもらえるかが関心事である」

以上で質疑を終了した。

引き続き、通常の議事に移った。

## I. 平成 19 年度第 8 回常務理事会議事録（案）の確認

一部記載内容について協議したが、結論として原案通り、承認した。

## II. 業務担当理事報告並びに関連協議事項

### 1) 総務（落合和徳理事）

#### 〔I. 本会関係〕

##### (1) 会員の動向

- ① 己斐秀豊<sup>こいひでとよ</sup>功労会員（広島）が 2 月 18 日に逝去された。（3 月 10 日退会届受領）
- ② 石濱淳美<sup>いしはまあつみ</sup>功労会員（宮城）が 3 月 3 日に逝去された。（3 月 10 日退会届受領）

##### (2) 第 60 回総会次第（最終案）、学術講演会期間中のビジネスミーティングのスケジュールについて

[資料：総務 1-1~4]

**落合理事**「4 月 14 日の地方部会長会に常務理事は出来るだけ出席して頂きたい」

##### (3) 総会運営委員会委員・予算決算委員会委員候補者について[資料：総務 2]

**落合理事**「議長団におかれては委員長候補者の検討を宜しく願いたい」

##### (4) 周産期委員会

硫酸マグネシウム製剤の切迫早産に対する有効性、安全性についての調査に関して、症例登録および調査、協力を要請する緊急の依頼状を周産期登録施設に送付した。[資料：総務 3]

**落合理事**「第 8 回常務理事会で議論された経緯から、有害事象が生じていないかの調査を依頼する文書を送付することとなった」

##### (5) 医療事故に関わる諸問題検討ワーキンググループ

① 第 4 回理事会の審議を踏まえ、「診療行為に関連した死亡に係る死因究明等の在り方に関する本会の見解と要望」に関する要望書を、厚生労働大臣、厚生労働省医療安全推進室、同医政局、診療行為に関連した死亡に係る死因究明等の在り方に関する検討委員会委員、自由民主党、日本医師会、日本医学会、各臨床医学会、メディアに送付した（2 月 28 日）。[資料：総務 4-1, 4-2]

**落合理事**「本会の要望書に関しては他学会から反響がある。日本麻酔科学会や外科系のいくつかの学会から刑事訴追との関連については共同歩調で医学会全体の要望書を作成したいとの意向が岡井理事に寄せられている」

**吉村理事長**「本職も内容に賛同する意見を 12~3 件頂いた。死因究明制度創設に関する今後の動向を注視したい」

② A 社に対し、2 月 29 日付記事において「『医療事故調』創設を歓迎 日本産科婦人科学会が見解」との見出しが付されたため、ミスリーディングであるとして抗議を申し入れた。[資料：総務 4-3]

③ 3 月 14 日、厚生労働省医政局総務課医療安全対策室佐原康之室長の要請により本会の見解・要望について岡井委員長より説明を行った。

(6) NHK 大阪より西日本高速道路サービス・ホールディングス㈱に対して、産科医学生支援奨学金に関する取材の一環として、奈良県立医科大学を訪問し奨学金の支給が決まった学生等に取材したいとの依頼があった。同社より奈良県立医科大学が取材を受けるか確認頂きたいとの依頼があり、同大学小林浩教授に了承して頂いた。放送予定は 4 月 7 日（月）である。[資料：総務 12]

#### 〔II. 官庁関係〕

##### (1) 内閣府

① 内閣府公益認定等委員会において新公益法人制度改革の公益認定等ガイドライン案が纏められたことを受け、3 月 1 日より①公益認定等に関する運用について（公益認定等ガイドライン）案、②公益法

人会計基準案及び運用指針、③公益認定等に係る内閣府令の改正案、のパブリックコメントが開始された。意見募集締切日は3月30日である。[資料：総務5]

②男女共同参画局より、上川内閣府特命担当大臣（少子化対策、男女共同参画）と産科医療関係者との懇談会に吉村理事長の出席依頼があった。懇談の趣旨は、女性医師等が出産・子育てを機に継続就業を断念せざるを得ない勤務状況や、医療に係る紛争の増加等、産科医療が抱える差し迫った問題に係る対応の在り方等について意見、情報交換を行い、関係者の連携の強化を図ることにある。懇談時期は3月17日を予定している。[資料：総務6]

## (2) 厚生労働省

①医政局看護課長より「院内助産所・助産師外来を進めよう ―先駆事例に学ぶ―」シンポジウム（3月20日、中央合同庁舎5号館講堂）の会員への周知方依頼があり、ホームページに掲載した。

[資料：総務9]

②医薬食品局安全対策課より「へパリンナトリウム製剤の自主回収について」の事務連絡を受領した（3月12日）。[資料：総務10]

③医政局指導課より「周産期疾患の特例病床について」、医師確保対策の推進並びに院内助産所の20年度予算に関する文書を受領した。[資料：総務13]

吉村理事長より資料に基づき「医師確保対策の推進に関連して平成20年度予算が161億円計上されている。産科、小児科に対して確保対策をしっかりと行う。NICUのベッド数に関して増床の申請があれば認める方向性になったそうである。周産期医療に関しては増やして頂ければそれに見合った支援をして頂ける」との説明があった。

佐藤監事「9床で届けているが実際には12～3床でやっているわけであり、13床をNICUに入院しているとして加算できるということを認めるということか」

吉村理事長「特例として認めるそうであるが再確認する」

和氣理事「今回周産期関連で様々な加算が付いたが、要件として勤務医の労働条件の緩和に対する対策を立てていることとあり具体性がない」

吉村理事長「その点については医政局長が恐らく通達を出すものと思われる」

佐藤監事「産婦人科だけ点数が上がり他科の点数が減らされることにつき会員全員が留意し、他科に気遣いをしないといけない」

## [Ⅲ. 関連団体]

### (1) 日本産婦人科医会

①平成20年3月23日に第65回通常総会が開催される（於 京王プラザホテル）。

### (2) 日本医学会

①日本医学会より役員選挙結果ならびに新規加盟学会について報告を受領した（2月26日）。

[資料：総務7]

### (3) 日本外科学会

①Cadaverを用いた医療技術修練に関するワーキンググループ（仮称）（座長：日本外科学会 近藤哲理事）に関して、本会を含め20学会が参加し、厚生労働科学研究費補助金の申請を行っている旨の報告があった。[資料：総務8]

### (4) 日本小児外科学会

①同学会より平成20年度をもって委嘱評議員推薦制度を廃止するとの通知を受領した（3月3日）。

[資料：総務11]

## [Ⅳ. その他]

特になし

## 2) 会 計 (岡村州博理事欠席につき村上節主務幹事)

(1) 取引銀行の格付と残高について [資料: 会計 1]

(2) 税務調査の動向について

荒木事務局長より「税務署との交渉は概ね終了した。学術講演会におけるランチョンと商業展示は席貸業に該当し収益事業であると認定された。第 59 回学術講演会会計から適用され平成 18 年度課税所得の修正申告を行うこととなる。最終的な課税額が確定次第今期中に一般会計の予備費から支払うこととしたい。なお、消費税についても一般会計及び専門医制度事業会計に係わる指摘を受けており追徴分を支払うこととなる」との報告があった。

岡井理事「税率は如何程か」

荒木事務局長「課税所得に対し法人税、地方税合わせて 35%程度である」

佐藤監事「会計を監査する監事として総会ではどのような立場でいけばよいか」

吉村理事長「納税額を開示すれば宜しいのではないか」

落合理事「納税を今期中に済ませる都合上、予備費からの支払いに関しては本常務理事会で承認し、4 月の臨時理事会で報告する形をとることとする」

星合理事「今後は納税予定額を担当校で見込むこととなるのか」

吉村理事長「その通りである。一般会計からの繰入金 10 百万円にその分を上乗せして一般会計に戻して頂ければ宜しい」

以上協議の結果、予備費からの税金支払いについて、特に異議なく、承認した。

## 3) 学 術 (吉川裕之理事)

(1) 学術委員会関連

1) 会議開催

①優秀演題賞選考委員会を 4 月 13 日に開催する予定である。

②第 60 回学術講演会 IS Award 選考委員会を 4 月 14 日に開催する予定である。

(2) 第 61 回学術講演会プログラム委員会関連

特になし

(3) 第 62 回学術講演会プログラム委員会関連

特になし

## 4) 編 集 (岡井 崇理事)

(1) 会議開催

①3 月 14 日 (11:00~) に和文誌編集会議、JOCR 編集会議を開催した。

(2) 英文機関誌 (JOCR) 投稿状況: 2008 年投稿分 (2 月末現在)

投稿数 128 編 (うち Accept 1 編、Reject 14 編、Withdrawn/Unsubmitted 15 編、Under Revision 1 編、Under Review 83 編、Pending 14 編)

岡井理事より「本日の編集会議で、①和文誌に関して 14 年振りのアンケート調査を実施することを決定した。アンケートの内容に関しては次回の編集会議までに決める予定である。②英文誌に関して、accept されてから issue されるまでの期間が長いこと、case report について special issue を発刊して一気に掃きだそうということが本日決定した」との報告があった。

## 5) 渉 外 (嘉村敏治理事欠席につき矢野哲幹事長)

[FIGO 関係]

(1) FIGO2009 について、テーマ、トピックス、スピーカーの推薦依頼を受領し (2 月 21 日付)、学術委

員会に選出を依頼した。

[AFOFG 関係]

(1) Educational Fund について [資料：渉外 1]

矢野幹事長「現時点で 345 千円の寄附が集まっている。今後地方部会長及び企業宛に募金依頼の文書を送付する予定である。役員、幹事の先生方も寄附を宜しく願いたい」との報告があった。

(2) AOCOG2009 について、演者推薦の督促を受領した (2 月 26 日付)。

吉川理事より「学術委員会から 2 名の演者を推薦した」との報告があった。

(3) Maternal and Perinatal Committee of AFOFG よりワークショップ開催の通知を受領した。(3 月 27 日ネパール、4 月 28～30 日カラチ、5 月 24～25 日バングラデシュ)

## 6) 社 保 (和氣徳夫理事)

(1) 会議開催

①第 6 回社会保険委員会を 3 月 14 日 (19:00～) から開催する予定である。

(2) 和氣理事より「日本医師会疑義解釈委員会より『平成 19 年度第 4 回供給停止予定品目 (19 疑 2720)』の検討依頼を受領し、本会理事及び社保委員に検討を依頼したが、特に意見はなかったため、その旨同委員会に報告した」との報告があった。

## 7) 専門医制度 (星 和彦理事欠席につき平田修司主務幹事)

(1) 地方委員会宛通知

平成 20 年度審査等に関わる各種様式・研修出席証明シール、平成 20 年度専門医認定審査等についての案内を平成 20 年度事業計画を添えて地方委員会宛に 3 月中に送付する予定である。

## 8) 倫理委員会 (星合 昊委員長)

(1) 本会の見解に基づく諸登録 (平成 20 年 2 月 29 日)

- ①ヒト精子・卵子・受精卵を取り扱う研究に関する登録：68 研究
- ②体外受精・胚移植の臨床実施に関する登録：604 施設
- ③ヒト胚および卵子の凍結保存と移植に関する登録：604 施設
- ④顕微授精に関する登録：472 施設
- ⑤非配偶者間人工授精に関する登録：16 施設

(2) 着床前診断に関する臨床研究申請・認可について

申請件数：64 例[承認 43 例、非承認 4 例、審査対象外 1 例、照会中 5 例、審査中 11 例]

(3) 会議開催

- ①第 10 回登録・調査小委員会を 3 月 26 日に開催する予定である。
- ②着床前診断審査小委員会を 3 月 27 日に開催する予定である。

(4) JISART が友人や姉妹から提供された卵子を使う非配偶者間の体外受精について承認したとの報道について [資料：倫理 1]

吉村理事長より「JISART の件に関して厚生労働省とも相談したが、本会としては何もコメントをしないと同省には伝えてある。本会には卵子提供に関する会告はなく、平成 13 年 1 月に母子保健課から本会会長 (当時) 宛の通達が唯一の縛りである。厚労省もこの通達があるから出来る限り守るように努力して欲しいとの言い方しか出来ないと云っていた。卵子提供に関する見解はないというのが本会の正式見解である。このような問題は本会のような学際が係わる問題ではなく、国民の判断に任せるとの認識である」との見解が示された。

(5) 根津医師代理出産関連記事について [資料：倫理 2]

(6) 日本学術会議生殖補助医療の在り方検討委員会最終報告書関連記事[資料：倫理 3]

久具幹事より生殖補助医療の在り方検討委員会の議論の現況につき「最終報告書は案の段階であり議論は終了しているが、最終的には日本学術会議の幹事会の承認を経て4月末頃に厚労相と法相に提出される予定である。骨子は、①代理出産は原則禁止とする、②営利目的で代理出産を実施した場合、医師、斡旋者、依頼者を処罰するが、懐胎した人は搾取されたと見做し処罰の対象から外す、③医学的、社会的なリスクがはっきり分らないので、それを調査するために臨床試験として試行的に実施することは認めてもいいのではないかと、④生まれた子供の母親は分娩した人を母とする民法のルールをいかなる出産の場合においても適用する。依頼した母親との間には養子縁組を認めてもよい」との説明があった。

田中理事「営利目的であるか否かの判断はどうか」

吉村理事長「非常に難しい問題である。米国でやっているようなものは営利目的と考えてよいのではないかと。代理出産は原則禁止であり、公的管理運営機関に申請し承認されないと実施は出来ない。本会の見解に沿った形であり本会にとってはよかったかと思う」

星合理事「コメントを出す場合は、“本会より上部に位置する団体の決定を遵守したい”に止めたい」

吉川理事「臨床試験は本会主導となるのか」

吉村理事長「本会主導とは決めていない。例えばA団体が公的管理運営機関に申請することとなるが、実際の承認はかなり難しいと思われる。実施する道を少し残したが、実施はかなり難しい」

吉川理事「臨床試験のグループをつくるけれども、臨床試験を実施するものを管理する組織を先ず作るの意味か」

吉村理事長「臨床試験をしてよいかを判断する組織である」

吉川理事「国家的な倫理委員会のようなものか。我々が臨床試験をやりたいということで例えば100例を登録申請する」

吉村理事長「100例は想定していない。年間数例であろう。試行という言葉を使うのは如何なものかとの意見があった。鴨下委員長は強く臨床試験といったが、臨床試験もどうかという感じはする」

吉川理事「臨床試験で思ったのは、結果で何か大きな問題が起こった症例が漏れないわけである。登録して、合併症が起こったか、法律的な問題がその後生じたかどうか、実際に代理母の子供として入籍し養子縁組がされたか、そういうところまで徹底するのか」

吉村理事長「勿論徹底的にみる。50年60年に亘って見ていくものである」

吉川理事「社会的意義からすると、特に癌をやっている立場から云うと、寧ろ厳しい限定があっても道を開く方向を考えてもいいのではないかと」

吉村理事長「そういう態度で本職は臨んだが、非常に厳しい条件下でやっていくこととなった」

吉川理事「50～60例はやらないと安全性が分からない」

星合理事「本会でやっている着床前診断のように公的機関が1例1例を審査し、そこが臨床試験としてトータルで纏める。例えば本職が100例纏めて臨床試験をするようなものではないという理解で宜しいか」

吉村理事長「全くその通りである。要するにこの症例が年間に100例もあることは全く想定していない。そうでなくとも全面禁止という方が多い。特に女性の反対が多い。本職も禁止するのは如何なものかと進言したが、本職の意見は少数意見であった。却下という感じである」

星合理事「その結果を早く法制化して欲しいとの要望を本会から出す必要はないか」

吉村理事長「恐らくそれは学術会議がされると思う」

## 9) 教育 (岩下光利理事)

(1) 会議開催

①第2回サマースクール小委員会を4月13日に開催する予定である。

②第2回若手医師による学術企画検討委員会を4月13日に開催する予定である。

(2) 「産婦人科研修の必修知識2007」頒布状況について

3月5日現在、入金済2,819冊、校費支払のため後払希望67冊、購入依頼53冊。

岩下理事「残部が1,000冊強となっている。4月以降後期研修で産婦人科に入る先生が増えるとは何百

冊か購入すると思われるので、足りなくなった場合は増刷を考えたい」

(3) ICD-11 について

厚労省の依頼により提出した改訂要望事項の内、妊娠高血圧（症候群）と双胎につきフォーマットに合わせて記入、送付した。〔資料：教育 1〕

**岩下理事**「各疾患は分野別の専門部会で討議するが、周産期や生殖の分野別専門部会が未だ出来ていない。本会の資料を直接 WHO に送り積極的に関与していることを示したいということで、厚労省から依頼があったと理解している」

### Ⅲ. 理事会内委員会報告並びに関連協議事項

#### 1) 広報委員会（平松祐司委員長）

(1) JOBNET 公募情報について〔資料：広報 1〕

**平松理事**「2 月末時点で、応募件数 9 件、採用決定が 5 件、交渉中が 1 件である」

(2) ACOG Website 会員専用ページログイン可能人数について〔資料：広報 2〕

**平松理事**「アクセス可能な会員数は 7,000 名で、スタートした時点より 980 名増加している」

(3) ホームページアクセス状況について〔資料：広報 3〕

**平松理事**「ホームページのアクセス数は月平均 117,454 件であり、昨年度比月平均で 242 件増えている」

(4) HP 会員専用コンテンツについて〔資料：広報 4〕

**平松理事**「新しいホームページが 2 月 25 日からオープンしている。サイト内検索は一般ページでないとは出来ないのでは、出来るだけ会員専用ページから一般ページに移すようにしている。各主務幹事に委員長と相談の上移していかどうかの回答をお願いしている。未だ回答を頂いていないところが幾つかあるので早急に対応をお願いしたい」

(5) 機関誌広告掲載企業バナー広告について〔資料：広報 5〕

**平松理事**「企業のバナー広告を 18 社程度集めたいと考え、機関誌に 5 回以上広告を載せて頂いている上位 24 社にお願いしたが、回答が 14 社からありそのうちあすか製薬と武田薬品工業が希望あるいは検討したいということである。思っていたより少ないのでどうにかしなくてはいけないと思っている。現在、一般ページに久光製薬、会員専用ページに BD がバナー広告を載せている」

(6) 本会ホームページ「医学生・研修医のみなさまへ」の「産科婦人科学会の取り組み」のコーナーに、女性医師の継続的就労支援委員会のコンテンツを追加することについて

**平松理事**「女性医師の継続的就労支援委員会のコンテンツを載せて欲しいとの依頼があったので、検討して、ホームページ『医学生・研修医のみなさまへ』の『産科婦人科学会の取り組み』のコーナーに載せることとした」

#### 2) 将来計画委員会（井上正樹委員長）

(1) 会議開催

①第 6 回将来計画委員会を 3 月 14 日（17：30～）から開催する予定である。

**井上理事**「厚労省は院内助産所を補助する予算を計上しており、助産師をもう少し活用したらいいのではないかと云っている。これに関しては将来計画委員会で水上先生に教育プログラムの案を作成して頂いている。本日の将来計画委員会には山梨大学教授で日本看護協会助産師職能担当理事の方に来て話をして頂く予定である。また、もう 1 つの可能性として欧米で既に行われている Family Physician（家庭医）がどの程度産科医療、僻地医療に関与できるかとの点について、ミシガン大学から家庭医として分娩をやっている先生に本日来て頂くので色々議論をしたい」

**吉村理事長**「厚労省は平成 20 年度に 1.6 億円の予算を計上して院内助産所をつくってほしいとの運動をしている。機械の購入や部屋を設置することに 3～4 百万円程度の費用がでる」

## (2) ガイドライン作成委員会

①「産婦人科診療ガイドライン—産科編」(案)に対する会員からの意見及びそれに対するガイドライン作成委員会の対応について [資料：将来計画 1]

吉川理事より「機関誌 12 月号と 1 月号に案を載せたがそれに対応した記録をホームページに掲載する。相当やりとりをしながら最終的に水上委員長が纏めた案が資料 (将来計画 1) に全て掲載されている。この資料を公表することを承認して頂きたい」との提案があった。

吉川理事長「会員から質問があり、また色々な問題点を指摘され、それに対して水上先生を中心に逐一丁寧に回答した。一部の先生方からそういったやりとりをどこかに明記するようにとの意見や、話し合われた証拠を残すようにとの指摘があり、このように纏めて頂いた。時間をかけて精力的にやって頂いて頭が下がる思いである」

平松理事「これは会員専用ページに載せるのか。修正前の案は削除して宜しいか」

吉川理事「会員専用ページに載せて頂きたい。修正前の案は削除して結構である」

吉川理事長「ガイドラインに対して懐疑的な先生は、裁判の材料に使われ医師側に不利になるのではないかと非常に懸念されている」

吉川理事「全く逆である」

吉川理事長「主張が噛み合っていないところもある」

岡井理事「吉川先生が医会報に書かれたことを機関誌に載せたらどうか」

吉川理事「基本的には医療水準の問題だが、実は医療水準は事後的に裁判の中で決められる。ありとあらゆる医療水準が自由に作られるわけである。医療水準は裁判官と原告側が色々な証拠を限りなく入れて厳しい医療水準が作られ、それに基づいて注意義務違反があったとして敗訴するケースが多い。それと比べたら我々のガイドラインである程度自分達の医療水準を示して、それが使われたとしても寧ろ今の医療水準と比べたら遥かに安全である」

岡井理事「最高裁は患者の期待によって医療水準は作られるとしている。今のやり方では患者がここまで病院に期待していたといわれたらそれが水準となってしまう。現実にそのような話になっている」

吉川理事「海外ではガイドラインが出来ると裁判が減るのが常識である」

以上協議の結果、資料を会員専用ページに掲載することを、承認した。

②3 月 10 日付東京新聞、日経新聞記事「妊婦もシートベルトを」 [資料：将来計画 2]

吉川理事「シートベルトの件は記者会見で少し喋ったことが記事とされた。ガイドラインにはシートベルトについて聞かれたらこう答えると言っている。是非広報委員会で検討して貰いたいが、ACOG の Education Pamphlet のような形でシートベルトなどをホームページに掲載するとアクセスする人が増えると思う」

吉川理事長「妊婦の安全性については例えばアネティスを使ってシートベルトの使用を啓発したい。もう 1 つ問題と考えているのはチャイルドシートである。妊婦に対して児にチャイルドシートを使用するように教えることも必要である。今の道路交通法では妊婦はシートベルトをしなくてもよいことになっている。それは明らかに間違いなので法改正までいかなないと本当はいけない。そういった運動をしていくことも大事である」

吉川理事「Education Pamphlet のように我々が本來說明義務のあることをエビデンスに基づききちんと書いたものがあると、それを印刷して渡すだけで我々にとっても安全であるし患者もよく理解出来る」

吉川理事長「フリーペーパーを使うこともいいことである。患者に対して直接的にこういった情報を与えることが出来る」

平松理事「本日アネティスの編集会議があるが、シートベルトに関する記事が可能か相談する」

## (3) 産婦人科医療提供体制検討委員会

①産婦人科医緊急派遣に関する地方部会長アンケート調査の報告について [資料：将来計画 3]

海野委員長より産婦人科医緊急派遣に関する地方部会長アンケート調査について資料に基づき「埼玉県を除き回答を頂いており、一応全体像が纏まった形となった。この調査に関しては色々な意見があり、緊急派遣は意味がないのではないかと本職も思っているが、厚労省の依頼で調査したらこのような結果になったということで見えて頂けたらと思う。102 病院 160 名以上の産婦人科医の緊急派遣が必要との結果になったが、背景については十分ご理解頂きたい。同時に勤務条件については回答を全て載せた。全体のコンセンサスとして現場の産婦人科医は人間的な生活が出来ていないとの前提で勤務条件を強調し

ていると思う。この調査報告を厚労大臣に提出したい。またこれを公表して宜しいか審議頂きたい」との説明及び提案があった。

**岡井理事**「産婦人科医が足りないのは160名だけかと誤解されないようにしないとイケない」

**海野委員長**「その点を考慮し緊急派遣ということを繰り返し書いている」

**和氣理事**「多くの病院は必要数が一人であるが、あってはならないことと思う」

**海野委員長**「それは分からない。何人かいる病院がもう一人いないと潰れるとの議論かもしれない。それぞれの地方部会長の判断である」

**吉村理事長**「足りないのが160名ではなく、緊急派遣を必要とするのが160名である。文科省が中心となっているが、資金を出すのは厚労省である。福島、群馬、長野、静岡の4病院を先ず緊急的にやりたいと云っていた。本職から7~8名の教授に派遣出来ないか打診したが、無理であるとの返事であった。派遣期間は半年でもよいそうである。派遣する医師は専門医でないと難しい。後期臨床研修医では戦力にならない。派遣する側の病院には様々な特典が与えられるそうである。大変だが派遣してもいいというところがあれば協力して頂きたい」

**和氣理事**「それとパラレルに抜本的には産婦人科医を増やすことである」

**吉村理事長**「そこまではなかなか繋がってこない。産婦人科の研修を2年目ではなく1年目に何とか持ってくるような方策が考えられないかお願いしている。2年目の10月に決めなくてはいけないのに、半分の研修医は産婦人科に回る前に決めざるを得ない状況である」

**岡井理事**「我々の調査によると2年目の最初が一番効くとの結論であった。早すぎるのも駄目であるし、余り遅くなくても駄目である」

**和氣理事**「基本的に賛成であるが、1年目でも2年目でも研修医が時期を選べるシステムがやりやすい」

**井上理事**「自治医科大学の卒業生が地方に戻ってくるときに、県の行政が本人の希望に拘らず診療科を決めている。上から圧力を掛けて頂きたい」

**吉村理事長**「今度具体例を挙げてお願いする」

**岡井理事**「緊急派遣の話に戻るが、何年前かに日医総研から病院毎に平均1.6人足りないとの調査結果が出ている。病院数を掛けると全国の産婦人科医不足数はこの10倍位となる。160名だけ足りないのかと誤解されてしまうので、緊急的に足りない病院名のみを出す方が受け入れられやすいと思う」

**吉村理事長**「誤解を受けないように緊急派遣が必要な病院名のみを出すこととする」

以上協議の結果、緊急派遣が必要な病院名を厚労省に報告し、本会ホームページに掲載することを、承認した。

(4) 3月10日付日経新聞記事「高齢初産 産み場所探し難航」[資料：将来計画4]

(5) 3月8日付東京新聞記事「助産所助けぬ法改正」[資料：将来計画5]

### 3) 男女共同参画検討委員会（田中俊誠委員長）

#### (1) 会議開催

①平成20年度第1回女性医師の継続的就労支援委員会を4月18日に開催する予定である。

#### (2) 女性の健康週間委員会

①女性の健康週間イベント実施報告について [資料：男女共同参画1]

**清水副議長**より女性の健康週間のイベントにつき「参加者は表参道ヒルズ1,000名、愛知県医師会館140名、日本橋三越本店160名、大阪府立女性総合センター230名、期間中の地方部会主催市民公開講座1,370名、参加合計人数は2,900名であった。3月8日に女性の健康づくり運動実行委員会と厚労省共催で戸板女子短期大学にて開催された“女性の健康課題と将来展望を考える”会に出席し学会、医会の女性の健康週間について報告を行った。また、当日女性の健康づくり運動実行委員会は平成20年女性の健康宣言を発表した」との報告があった。

吉村理事長より清水副議長に労いの言葉が掛けられた。

(3) 地方部会担当公開講座について [資料：男女共同参画2]

#### IV. その他

(1) **村上幹事**より「岡村学術集会長より第60回学術講演会に関して託っている。医学生の派遣について各施設から教授の推薦を2名ずつ頂いて事前登録をする形で動いていたが、人数を増やして欲しいとの要望がある。多くの医学生に来て頂くことは良いことであり、責任ある方の推薦があれば受けるので、遠慮なく申し付けて頂きたい」との発言があった。

以上